

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水 銀	年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6 \text{ng As}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化メチル	年平均値 $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

表 2-2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上

表 2-3-1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t/日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2-3-2 大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業

No.	作業の種類	使用されている材料
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業	特定建築材料 ①吹付け石綿
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、または補修する作業	②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

表 2-3-3 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が3,000㎡/時以上
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000㎡/時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000㎡/時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000㎡/時以上
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000㎡/時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000㎡/時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000㎡/時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5㎡以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上

表 2-4-1 福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）

工場の規模	1時間当たりの通常の燃料使用量が重油換算600kg以上の工場または事業場	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する硫黄酸化物の量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表2-4-2 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

(注) 1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30 mg / N m ³

表 2 - 4 - 3 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

No.	施設の種類	施設の規模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態での沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態での5容量比パーセントの留出量となるときに温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規制基準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-6 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域 (注1)	有効測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間値 が0.1ppm を超えた 時間数と その割合			日平均値 が0.04ppm を超えた 日数とそ の割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数 (注2)	設置 主体
						時間	%	時間	%	ppm					
福 井 市	福 井	住	363	8712	0.001	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0	市	
	石 橋	未	361	8677	0.000	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0	市	
	岡 保	未	363	8694	0.000	0	0	0	0	0.007	0.001	○	0	市	
敦 賀 市	敦 賀	住	364	8698	0.002	0	0	0	0	0.026	0.006	○	0	県	
	和 久 野	住	364	8696	0.000	0	0	0	0	0.018	0.002	○	0	県	
小 浜 市	小 浜	住	364	8696	0.000	0	0	0	0	0.018	0.001	○	0	県	
大 野 市	大 野	準工	364	8696	0.000	0	0	0	0	0.011	0.001	○	0	県	
鯖 江 市	神 明	住	363	8665	0.001	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0	県	
	鯖 江 東	住	357	8650	0.001	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0	市	
	御 幸	住	364	8714	0.002	0	0	0	0	0.035	0.007	○	0	市	
あ わ ら 市	中 川	未	365	8714	0.000	0	0	0	0	0.007	0.001	○	0	組合	
越 前 市	味真野大気	住	364	8709	0.000	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0	市	
	武 生 北	工	358	8592	0.001	0	0	0	0	0.015	0.003	○	0	市	
	武 生 西	未	363	8712	0.000	0	0	0	0	0.007	0.001	○	0	市	
坂 井 市	三 国	未	364	8685	0.000	0	0	0	0	0.014	0.002	○	0	県	
	安島保育所	未	364	8661	0.000	0	0	0	0	0.006	0.001	○	0	市	

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、
準住居地域
商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-7-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体				
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	
福井市	福井	住	362	8693	0.001	0.070	0.004	0.006	0.034	0	0	0	0	0.014	0.006	0.095	0.018	86.4	市
	石橋	未	361	8714	0.000	0.007	0.001	0.021	0	0	0	0	0	0.004	0.003	0.022	0.005	82.1	市
	岡保	未	363	8689	0.001	0.022	0.003	0.026	0	0	0	0	0	0.010	0.004	0.042	0.013	86.2	市
敦賀市	敦賀	住	355	8518	0.001	0.056	0.005	0.038	0	0	0	0	0	0.014	0.008	0.084	0.019	82.6	市
	久野	住	365	8707	0.001	0.030	0.002	0.042	0	0	0	0	0	0.009	0.005	0.069	0.011	87.9	市
小浜市	小浜	住	363	8681	0.001	0.009	0.001	0.003	0.018	0	0	0	0	0.006	0.004	0.023	0.008	80.1	市
大野市	大野	住	365	8694	0.001	0.028	0.003	0.024	0	0	0	0	0	0.008	0.004	0.048	0.011	80.3	市
鯖江市	神明	住	361	8640	0.001	0.057	0.009	0.032	0	0	0	0	0	0.012	0.006	0.073	0.020	78.5	市
あわら市	金中	住	365	8708	0.001	0.019	0.002	0.029	0	0	0	0	0	0.010	0.004	0.041	0.012	86.6	市
	津川	住	362	8686	0.002	0.032	0.005	0.024	0	0	0	0	0	0.012	0.007	0.050	0.016	74.9	市
越前市	生立	住	364	8697	0.001	0.032	0.003	0.024	0	0	0	0	0	0.011	0.005	0.049	0.014	82.5	市
	今三	住	364	8701	0.000	0.020	0.002	0.023	0	0	0	0	0	0.006	0.003	0.028	0.008	88.9	市
坂井市	三国	住	363	8659	0.001	0.029	0.002	0.025	0	0	0	0	0	0.006	0.004	0.034	0.010	86.9	市
	安高保管所	未	364	8661	0.000	0.005	0.001	0.002	0.023	0	0	0	0	0.006	0.002	0.024	0.006	95.6	市
	坂井	未	365	8705	0.001	0.015	0.002	0.028	0	0	0	0	0	0.010	0.004	0.031	0.011	87.2	市
若狭町	三方	未	362	8645	0.000	0.018	0.002	0.019	0	0	0	0	0	0.007	0.003	0.033	0.008	90.7	市

(注) 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。(資料：環境政策課)

表 2-7-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体				
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	
福井市	自排福井	未	363	8686	0.008	0.113	0.029	0.013	0.057	0	0	0	0	0.025	0.020	0.144	0.055	62.3	市
敦賀市	自排敦賀	畑工	361	8666	0.005	0.060	0.010	0.046	0	0	0	0	0	0.016	0.013	0.106	0.025	64.7	市
鯖江市	自排丹南	畑工	365	8709	0.007	0.103	0.022	0.036	0	0	0	0	0	0.019	0.016	0.124	0.040	57.1	市

(注) 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあつて、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。(資料：環境政策課)

表 2-8-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(注)	設置主体
						時間	%	日	%					
福井市	福井	住	363	8737	0.017	0	0	0	0	0.181	0.036	○	0	市
	石橋	未	356	8676	0.013	0	0	0	0	0.096	0.032	○	0	市
	岡保	未	363	8744	0.012	0	0	0	0	0.092	0.032	○	0	市
敦賀市	敦賀	住	366	8763	0.014	0	0	0	0	0.146	0.041	○	0	県
	和久野	住	366	8759	0.013	0	0	0	0	0.157	0.039	○	0	県
小浜市	小浜	住	366	8754	0.011	0	0	0	0	0.159	0.035	○	0	県
大野市	大野	準工	366	8755	0.009	0	0	0	0	0.169	0.030	○	0	県
鯖江市	神明	住	360	8705	0.013	0	0	0	0	0.114	0.034	○	0	県
	鯖江東	住	365	8756	0.013	0	0	0	0	0.072	0.036	○	0	市
	御幸	住	365	8761	0.013	0	0	0	0	0.128	0.036	○	0	市
あわら市	金津	住	365	8750	0.013	0	0	0	0	0.140	0.033	○	0	県
	中川	未	365	8762	0.009	0	0	0	0	0.100	0.028	○	0	組合
越前市	武生	準工	366	8746	0.012	0	0	0	0	0.179	0.036	○	0	県
	味真野大気	住	364	8748	0.010	1	0	0	0	0.303	0.029	○	0	市
	武生北	工	361	8687	0.016	0	0	0	0	0.076	0.038	○	0	市
	武生西	未	363	8751	0.012	0	0	0	0	0.096	0.036	○	0	市
坂井市	今立	住	362	8686	0.009	0	0	0	0	0.155	0.025	○	0	県
	三国	未	363	8720	0.013	0	0	0	0	0.166	0.034	○	0	県
	安島保育所	未	363	8710	0.016	0	0	0	0	0.143	0.037	○	0	市
	坂井	未	365	8744	0.013	1	0	0	0	0.227	0.037	○	0	県
若狭町	三方	未	366	8756	0.012	0	0	0	0	0.078	0.035	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(注)	設置主体
						時間	%	日	%					
福井市	自排福井	未	363	8736	0.010	0	0	0	0	0.085	0.030	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	365	8752	0.013	0	0	0	0	0.155	0.034	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	365	8741	0.013	0	0	0	0	0.199	0.037	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-8-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		設置主体
					日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
福井市	福井	住	363	8.3	21.2	0	0.0	市	
敦賀市	敦賀	住	364	11.0	28.5	0	0.0	県	
小浜市	小浜	住	364	10.3	27.5	1	0.3	県	
大野市	大野	準工	364	10.0	27.4	0	0.0	県	
鯖江市	神明	住	364	11.8	28.5	1	0.3	県	
越前市	今立	住	364	10.5	27.8	1	0.3	県	
坂井市	三国	未	361	10.7	27.8	1	0.3	県	
若狭町	三方	未	357	9.4	26.4	0	0.0	県	

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-8-4 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		設置主体
					日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
福井市	自排福井	未	359	12.2	28.7	1	0.3	市	

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-9 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数(注)	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	364	8713	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	366	8726	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	364	8716	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-10 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数		昼間の1 時間値の 年平均値		昼間の1時 間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm以上 の日数と時 間数		昼間の1 時間値の 最高値		昼間の日 最高1時 間値の年 平均値		設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	日	時間	ppm	ppm		
福 井 市	福 井 岡 保	住 未	366	5397	0.035	46	278	0	0	0.106	0.046	市			
			366	5415	0.028	40	250	0	0	0.108	0.040				
敦 賀 市	敦 賀 和 久 野	住 住	366	5469	0.037	43	274	0	0	0.119	0.047	市			
			366	5471	0.038	53	326	1	2	0.125	0.048				
小 浜 市	小 浜	住	366	5465	0.036	44	285	0	0	0.116	0.047	県			
大 野 市	大 野	準工	366	5473	0.034	47	272	1	1	0.121	0.046	県			
鯖 江 市	神 明	住	366	5464	0.034	51	351	0	0	0.112	0.047	県			
あ わ ら 市	金 津	住	366	5472	0.036	42	278	0	0	0.110	0.047	県			
越 前 市	武 生 今 立	準工 住	366	5470	0.032	43	280	0	0	0.110	0.044	市			
			366	5480	0.033	51	315	0	0	0.105	0.047				
坂 井 市	三 国 坂 井	未 未	366	5464	0.037	43	296	0	0	0.110	0.047	市			
			366	5453	0.036	43	289	0	0	0.113	0.047				
若 狭 町	三 方	未	366	5468	0.038	51	332	0	0	0.117	0.048	町			

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-11-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体		
			測定時間		6～9時における年平均値		6～9時3時測定日数		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測定時間		6～9時における年平均値		6～9時測定日数		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値の最高値・最低値				
			時間	ppmC	日	ppmC	日	%	日	%	日	%	時間	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	日	ppmC		ppmC	ppmC
福井市	福井	住	8593	0.09	0.10	364	0.26	0.01	7	1.9	0	0.0	0	0.0	8593	1.95	1.97	364	2.32	1.83	8593	2.04	2.07	364	2.48	1.87	市
敦賀市	敦賀	住	8597	0.09	0.12	361	0.34	0.01	37	10.2	4	1.1	8598	1.93	1.94	361	2.13	1.80	8597	2.03	2.06	361	2.36	1.85	県		
小浜市	小浜	住	8333	0.06	0.05	352	0.13	0.02	0	0.0	0	0.0	8333	1.95	1.96	352	2.30	1.82	8333	2.01	2.01	352	2.37	1.86	県		
大野市	大野	準工	8598	0.07	0.07	365	0.30	0.01	4	1.1	0	0.0	8598	1.96	1.97	365	2.37	1.80	8598	2.03	2.04	365	2.46	1.85	県		
鯖江市	神明	住	8514	0.11	0.13	360	0.47	0.01	41	11.4	3	0.8	8514	1.98	2.00	360	2.44	1.84	8514	2.08	2.12	360	2.63	1.90	県		
坂井市	三國	未	8591	0.08	0.08	364	0.37	0.00	6	1.6	2	0.5	8591	1.99	2.00	364	2.47	1.84	8591	2.07	2.08	364	2.62	1.89	県		

(資料：環境政策課)

表2-11-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和元年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素										メタン						全炭化水素						設置主体
			測定時間		6～9時における年平均値		6～9時3時測定日数		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測定時間		6～9時における年平均値		6～9時測定日数		6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値の最高値・最低値		
			時間	ppmC	日	ppmC	日	%	日	%	日	%	時間	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	日	ppmC	
福井市	自排福井	未	8576	0.08	0.09	364	0.27	0.01	8	2.2	0	0.0	8583	1.96	1.97	364	2.46	1.82	8576	2.04	2.07	364	2.59	1.84	市
敦賀市	自排敦賀	準工	8626	0.07	0.08	364	0.42	0.01	6	1.6	1	0.3	8626	1.95	1.95	364	2.18	1.67	8626	2.01	2.03	364	2.40	1.69	県
鯖江市	自排丹南	準工	8448	0.10	0.11	358	0.41	0.01	20	5.6	2	0.6	8448	1.96	1.98	358	2.43	1.82	8448	2.06	2.10	358	2.61	1.87	県

(資料：環境政策課)

表2-12 有害大気汚染物質の測定結果（令和元年度）

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境						固定発生源周辺						沿道		
	福井局			和久野局			神明局			三国局			自排福井局		
測定地点	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
物 質 名															
テトラクロロエチレン	0.050 (0.008)	< 0.008	0.24	(0.03)	< 0.06	< 0.06	(0.04)	< 0.06	0.10	0.09	0.06	0.45	0.051 (0.008)	< 0.008	0.33
トリクロロエチレン	0.20	(0.020)	0.37	(0.04)	< 0.05	0.10	1.3	0.27	4.0	0.10	0.05	0.19	0.21	(0.018)	0.47
ベンゼン	0.53	0.29	0.92	0.54	0.29	0.81	0.62	0.28	1.1	0.51	0.28	0.73	0.55	0.33	0.87
ジクロロメタン	0.98	0.46	2.0	0.70	0.41	1.3	2.0	0.89	4.1	0.97	0.50	1.6	1.0	0.50	2.1
アクリロニトリル	(0.007)	< 0.008	0.017	0.021	< 0.009	0.062	0.019	< 0.009	0.039	0.021	< 0.009	0.048	(0.008)	< 0.008	0.015
塩化ビニルモノマー	0.019	< 0.005	0.069	(0.029)	< 0.030	0.12	0.098	< 0.030	0.32	0.035	< 0.030	0.13	0.023	< 0.005	0.068
クロホルム	0.15	0.11	0.26	0.15	0.10	0.19	0.20	0.13	0.27	0.32	0.11	1.8	0.16	0.10	0.29
1, 2-ジクロロエタン	0.12	0.030	0.41	0.13	0.04	0.21	0.13	0.04	0.22	0.13	0.040	0.23	0.13	(0.025)	0.44
水銀及びその化合物 ※	1.4	1.2	1.7	2.0	1.6	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル化合物 ※	4.5	1.3	12	0.62	0.29	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヒ素及びその化合物 ※	0.65	0.12	1.6	0.13	0.006	0.44	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1, 3-ブタジエン	0.027	(0.007)	0.046	(0.018)	< 0.020	0.047	0.028	< 0.020	0.084	(0.018)	< 0.020	0.056	0.026	(0.008)	0.041
マンガン及びその化合物 ※	8.5	2.5	12	3.1	2.3	4.5	—	—	—	4.0	3.5	4.5	—	—	—
アセトアルデヒド	2.0	0.73	3.7	2.4	1.2	3.5	5.0	2.0	6.8	1.9	0.38	5.0	2.3	0.80	4.1
塩化メチル	1.3	1.1	1.7	1.3	0.63	1.7	1.2	0.57	1.6	1.2	0.60	1.6	1.3	1.0	1.7
クロム及びその化合物 ※	2.0	1.3	2.8	0.50	0.11	0.83	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酸化エチレン	0.045	0.027	0.058	0.053	0.025	0.072	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トルエン	3.4	1.6	7.1	1.6	0.71	3.6	4.8	1.7	10	6.0	2.3	16	3.4	1.3	5.6
ベリリウム及びその化合物 ※	(0.007)	(0.008)	< 0.013	0.0036	< 0.0023	0.0076	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゾ[a]ピレン ※	0.054	0.040	0.081	0.057	0.028	0.090	—	—	—	—	—	—	0.079	0.056	0.099
ホルムアルデヒド	2.5	0.57	4.8	2.7	1.2	5.5	3.0	1.7	4.9	1.7	0.48	3.2	2.4	0.56	4.9

備考：月ごとの測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。

括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。

※の項目は桁数が増えるため単位を ng/m^3 で記している。

(資料：環境政策課)

表2-13-1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和2年3月31日現在）

施設種類	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		12 項		13 項		14 項		19 項		27 項		29 項		30 項		31 項		合 計		
	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	工場敷	施設敷	
市 町 名	167	408	2	13								11	15			5	9			2	7			2	2	8	19			191	473
福井市																															
敦賀市	34	88			1	2					3	9			2	8									1	2	1	1	38	110	
小浜市	9	25									3	5			1	2													13	32	
大野市	16	36									3	9			2	3													20	48	
勝山市	30	73									2	5	1	6	1	1													34	85	
鯖江市	36	100	1	1			1	1			3	5			1	2									1	2		43	111		
あわら市	41	84					1	1			3	6			3	5									1	1		45	97		
越前市	54	122	1	1	2	8	1	1	1	5	9			4	6													71	149		
坂井市	84	190	2	17	1	24				10	27			2	2										1	5		91	265		
永平寺町	8	15									1	2																9	17		
池田町																															
南越前町	3	7									1	2			1	2													5	11	
越前町	16	26					4	8			1	1																21	35		
美浜町	7	8									1	2																8	10		
高浜町	3	6	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1	2		6	14			
おおい町	3	5									1	1			1	2												5	8		
若狭町	9	18									2	4			1	1												12	23		
合 計	520	1,211	7	34	4	28	15	20	1	1	51	103	1	6	25	44			2	7			3	4	12	29	1	612	1,488		

（資料：環境政策課）

表2-13-2 ばい煙発生施設市町別届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

(令和2年3月31日現在)

施設種類	1 項		13 項		29 項		30 項		31 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
ボイラ、廃棄物焼却炉												
ガスタービン												
スチール												
アイゼン												
ガス機関												
福井市	5	5			30	35	76	99			101	134
敦賀市							58	17	2	2	32	51
小浜市					2	2	4	5			5	7
大野市	1	1					7	11			8	12
勝山市					2	2	4	5			6	7
鯖江市					1	1	7	9			8	10
あわら市	2	2					7	8			9	10
越前市					2	2	19	27			21	29
坂井市					3	3	26	24			30	33
永平寺町					2	3	3	5			5	3
池田町							1	1			1	1
南越前町							6	10			6	10
越前町							3	3	1	1	4	4
美浜町	1	2			2	2	3	16			4	20
高浜町	1	2			2	2	5	25			8	29
おおい町	1	2			1	1	7	24			7	27
若狭町							1	1			1	1
合 計	11	18	1	1	49	57	208	320			256	398

(資料：環境政策課)

表2-14-1 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

(令和2年3月31日現在)

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
堆 積 場										
コンベア										
破砕機										
ふるい										
福井市	13	14	11	39	6	19	2	5	16	77
敦賀市	18	33	8	88	5	24	6	17	21	162
小浜市	2	4	3	6					5	10
大野市	5	10			17	4	8		4	35
勝山市	3	3	4	17	3	6	1	3	3	30
鯖江市	3	5	4	5	1	1			5	11
あわら市	4	12	5	11			1	1	7	24
越前市	4	4	3	17	3	14	1	2	4	37
坂井市	8	9	5	20	2	7	2	6	8	42
永平寺町	2	3	2	2	2	5	1	2	2	12
南越前町	2	5	4	16	4	10	3	5	5	36
美浜町	1								1	7
高浜町	7	13			1	1			8	14
おおい町	2	4							2	4
若狭町			3	8	2	5	1	1	6	14
合 計	74	127	55	246	33	100	18	42	99	515

(資料：環境政策課)

表2-14-2 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

(令和2年3月31日現在)

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
堆 積 場										
コンベア										
破砕機										
ふるい										
敦賀市	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16
南越前町	1	1	1	12	1	7	1	4	1	24
合 計	2	2	3	23	2	9	2	6	3	40

(資料：環境政策課)

表2-15 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）

(令和2年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		合 計	
	工場数	施設数	実工場数	施設数														
乾燥施設 (化学製品製造用)																		
塗装施設 (塗装用)																		
乾燥施設 (接着用)																		
乾燥施設 (印刷回路用)																		
乾燥施設 (接着用)																		
乾燥施設 (グラビ印刷用)																		
洗浄施設																		
貯蔵タンク																		
福井市	1	3	1	2													2	5
敦賀市					3	4												4
鯖江市									2	9	1	1						10
あわら市			1	2														2
越前市	1	9			1	1												10
坂井市					2	3	1	9					1	6			3	18
越前町									1	1							1	1
合 計	2	12	2	4	6	8	1	9	3	10	1	1	1	6	1	2	16	52

(資料：環境政策課)

※1 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙・包装材料の製造用
 ※2 その他の製造用（木材または木製品の製造用を除く。）

表2-16 水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法）

(令和2年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		7 項		8 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
小型石炭ボイラ										
石炭ボイラ										
セメント焼成炉										
廃棄物焼却炉										
福井市							5	9	5	9
敦賀市			2	4	1	2	3	9	6	15
小浜市							1	2	1	2
大野市							2	3	2	3
鯖江市								2	1	2
あわら市	1	1					4	6	4	7
越前市							4	6	4	6
坂井市					2	2	2	2	2	2
南越前町							1	2	1	2
高浜町							1	2	1	2
おおい町							1	2	1	2
若狭町							1	1	1	1
合 計	1	1	2	4	1	2	26	46	29	53

(資料：環境政策課)

表2-17 特定工場届出状況(燃料使用量関係)(県公害防止条例)

(令和2年3月31日現在)

市町名	工場数
敦賀市	7
大野市	7
勝山市	1
鯖江市	1
あわら市	1
越前市	2
坂井市	1
合計	22

(資料：環境政策課)

表2-18-1 ばい煙に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)

(令和2年3月31日現在)

施設種類	1	2	4	16	17	合計
	金属溶解炉	廃棄物焼却炉	焙焼炉 焼結炉 溶鋇炉 転炉 溶解炉 乾燥炉	塩酸・弗酸 反応施設 表面処理施設	反応炉 直火炉	
市町名						
福井市	15	9		15		39
敦賀市		3				3
小浜市		1		1		2
大野市		2		1		3
勝山市		1		2		3
鯖江市	1	1		7		9
あわら市		5		1		6
越前市		4		8	1	13
坂井市	2	3		31		36
南越前町		1				1
越前町				2		2
美浜町		0				0
高浜町		1				1
おおい町		1				1
若狭町		1				1
合計	18	33	0	68	1	120

(資料：環境政策課)

表2-18-2 炭化水素類に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)

(令和2年3月31日現在)

施設種類	1	3	合計
	貯蔵施設	地下タンク	
市町名			
福井市		32	32
敦賀市	1	1	2
小浜市		1	1
大野市		2	2
鯖江市		1	1
あわら市		2	2
越前市	1	2	3
坂井市	10	4	14
永平寺町		4	4
南越前町		2	2
高浜町		2	2
合計	12	53	65

(資料：環境政策課)